

2015年5月20日

No.227

又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 東 篤

富山市下新町 8-16

TEL 076-441-0800

HP: www.s-mataichi.com

14日の総務委員会で、「電気通信事業法等の一部改正案」の審議が行われました。又市征治議員は、賛成の立場から質疑を行いました。また新聞等で報道されている、裁判所の令状のみで警察が携帯電話のGPS位置情報を取得できるようにする総務省の「個人情報に関するガイドライン」改正について問題点を質しました。

令状のみでの携帯利用者のGPS位置情報の取得には国民的合意が必要



又市議員は、①現行の刑事訴訟法では、警察が令状のみで携帯電話利用者のGPS位置情報を取得できているが、その根拠は何か。ちなみに日弁連は改正が必要だと主張している、②2011年時改正では令状だけでなく「当該位置情報が取得されていることを利用者が知ることができるとき」という条件を付けたがその理由は何か、③総務省も位置情報は特に保護の必要性が高いプライバシーであると位置付けている。それを何の法改正もなく、総務省のガイドラインの改正だけで、令状のみで本人が知らない間に捜査当局に位置情報が渡るのは問題であると指摘しました。

又市議員の質疑に対し法務省の上富審議官は、①画面の位置情報を五官で認識するのは現行刑事訴訟法の検証にあたる、②位置情報の取得は通信傍受法の傍受ではないので、裁判所の検証許可状があれば取得は可能、という捜査当局に都合の良い解釈論を振り回し、位置情報の重要性について何ら触れませんでした。高市大臣は、2011年時改正に利用者が知ることができるようにしたのは、プライバシーに関する利用者の不安に配慮したものであると認めざるを得ませんでした。そして今回の改正は「閣議決定」に基くものであると、総務省としての責任を放棄するような答弁を行いました。

又市議員は、最後に技術の発達に伴い、プライバシーに関する大量の情報取得できることを前提としていない刑事訴訟法の枠内で、捜査当局の要請を受け入れるのは大変問題が大き過ぎると指摘しました。

改正による利用者保護の内容について質疑

又市議員は、①改正によって携帯電話の利用者と業者の間で契約書面を取り交わすことが義務付けられるようになるが、これまで義務付けられてこなかった理由、②義務付けられる契約書面の具体的な内容、契約書面は利用者の知識等に応じたわかりやすいものにすべきではないか、③現在、電気通信事業者には課せられていない代理店への指導義務が、改正によって義務付けられるが、複雑化、多層化している代理店構造を事業者が掌握できるのか、④具体的にはどのようにして代理店に対する指導が行われるのか、等について総務省の見解を質しました。

総務省の吉良局長は、これまでは説明事項を分かりやすくしたパンフレット等の書面の交付を定めており、今回の改正では無料でできるキャンペーン期間等の個別の契約内容を書面で交付づけることを義務付け、その内容は総務省令によって、個別に契約しているサービスの種類、内容、利用料金やキャンペーン期間、違約金の有無などの料金に関連する事項であると答弁がありました。高市大臣は、又市議員の提案を受け止め、契約書面の内容について簡潔明瞭で利用者それぞれの理解度に応じたものにする等、いい方向で検討をすると約束しました。

吉良局長は、多層化・複雑化した代理店構造について事業者は、第一次代理店の第二次以降の代理店契約を規制するという形で掌握していくのではないかと答弁しました。事業者の指導内容については、代理店に対する業務研修、監査等を挙げました。

又市議員は、代理店に対する指導を事業者任せにすることなく、総務省としても積極的に動き、実効あるものにするように求めて、質疑を終了しました。